

# 水循環基本法について



「健全な水循環」  
ロゴマーク

水循環基本法は議員立法として国会に上程

平成26年

3月20日 参議院で全会一致で可決

3月27日 衆議院で全会一致で可決

4月 2日 公布

7月 1日 施行

7月18日 第1回水循環政策本部会合

平成27年

7月10日 第2回水循環政策本部会合

**水循環基本計画**閣議決定

## 【制定の背景】

○都市への人口集中、産業構造の変化、地球温暖化に伴う気候変動等の要因により水循環が変化



○渇水、洪水、水質汚濁、生態系への様々な問題が顕著に



○健全な水循環を維持又は回復するための施策を総合的かつ一体的に推進することが必要



## 水循環基本法の制定

(平成26年7月1日施行)

2

## 水循環基本法のポイント1

水循環に関する施策を推進するため水循環政策本部を設置

### 水循環政策本部 ～内閣に設置～

目的 水循環に関する施策を“集中的”かつ“総合的”に推進する

組織 水循環政策本部長 : 内閣総理大臣  
水循環政策副本部長: 内閣官房長官及び水循環政策担当大臣  
水循環政策本部員 : すべての国務大臣

事務 水循環基本計画の案の作成及び実施の推進  
関係行政機関が水循環基本計画に基づいて実施する  
施策の総合調整  
水循環に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに  
総合調整

3

# 水循環基本法のポイント2

## 水循環施策の実施にあたり基本理念を明確化

### 水循環の重要性

水については、**水循環の過程において、地球上の生命を育み、国民生活及び産業活動に重要な役割を果たしている**ことに鑑み、健全な水循環の維持又は回復のための取組が積極的に推進されなければならない。

### 水の公共性

水が**国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものである**ことに鑑み、水については、その適正な利用が行われるとともに、全ての国民がその恵沢を将来にわたって享受できることが確保されなければならない。

### 健全な水循環への配慮

水の利用に当たっては、水循環に及ぼす影響が回避され又は最小となり、**健全な水循環が維持されるよう配慮**されなければならない。

### 流域の総合的管理

水は、水循環の過程において生じた事象がその後の過程においても影響を及ぼすものであることに鑑み、**流域に係る水循環について、流域として総合的かつ一体的に管理**されなければならない。

### 水循環に関する国際協調

**健全な水循環の維持又は回復が人類共通の課題**であることに鑑み、水循環に関する取組の推進は、**国際的協調の下**に行われなければならない。

4

# 水循環基本法のポイント3

## 国、地方公共団体、事業者、国民といった水循環関係者の責務を明確化

### 水循環の基本理念

#### 国の責務

**基本理念**にのっとり、水循環に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

連携

#### 地方公共団体の責務

**基本理念**にのっとり、水循環に関する施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、自主的かつ主体的にその地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

協力

#### 事業者の責務

その事業活動に際しては、水を適正に利用し、健全な水循環への配慮に努めるとともに、国又は地方公共団体実施する水循環に関する施策に協力する責務を有する。

協力

#### 国民の責務

水の利用に当たっては、健全な水循環への配慮に努めるとともに、国又は地方公共団体実施する水循環に関する施策に協力するよう努めなければならない。

5

# 水循環基本法のポイント4

## 水循環基本計画の策定

総論	
○水循環と我々の関わり ○水循環基本計画の位置付け、対象期間と構成	(4)水の効率的な利用と有効利用 (5)水環境 (6)水循環と生態系 (7)水辺空間 (8)水文化 (9)水循環と地球温暖化
<b>第1部 水循環に関する施策についての基本的な方針</b>	<b>4 健全な水循環に関する教育の推進等</b> (1)水循環に関する教育の推進 (2)水循環に関する普及啓発活動の推進
1 流域における総合的かつ一体的な管理 2 健全な水循環の維持又は回復のための取組の積極的な推進 3 水の適正な利用及び水の恵沢の享受の確保 4 水の利用における健全な水循環の維持 5 国際的協調の下での水循環に関する取組の推進	<b>5 民間団体等の自発的な活動を促進するための措置</b> <b>6 水循環施策の策定及び実施に必要な調査の実施</b> (1)流域における水循環の現状に関する調査 (2)気候変動による水循環への影響と適応に関する調査
<b>第2部 水循環に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策</b>	<b>7 科学技術の振興</b> <b>8 国際的な連携の確保及び国際協力の推進</b> (1)国際連携 (2)国際協力 (3)水ビジネスの海外展開
1 流域連携の推進等 <u>流域の総合的かつ一体的な管理の枠組み</u> (1)流域の範囲 (2)流域の総合的かつ一体的な管理の考え方 (3)流域水循環協議会の設置と流域水循環計画の策定 (4)流域水循環計画 (5)流域水循環計画の策定プロセスと評価 (6)流域水循環計画策定・推進のための措置	<b>9 水循環に関わる人材の育成</b> (1)産学官が連携した人材育成と国際人的交流
2 貯留・涵養機能の維持及び向上 (1)森林 (2)河川等 (3)農地 (4)都市	<b>第3部 水循環に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</b>
3 水の適正かつ有効な利用の促進等 (1)安定した水供給・排水の確保等 (2)持続可能な地下水の保全と利用の推進 (3)水インフラの戦略的な維持管理・更新等	1 水循環に関する施策の効果的な実施 2 関係者の責務及び相互の連携・協力 3 水循環に関して講じた施策の公表

6

# 水循環基本法のポイント5

## 水循環施策推進のための基本的施策を明確化

- 1 貯留・涵養機能の維持及び向上
- 2 水の適正かつ有効な利用の促進等
- 3 流域連携の推進等
- 4 健全な水循環に関する教育の推進等
- 5 民間団体等の自発的な活動を促進するための措置
- 6 水循環施策の策定に必要な調査の実施
- 7 科学技術の振興
- 8 国際的な連携の確保及び国際協力の推進

7

# 国の動向

## ○ 白書の作成

法12条の規定に基づき、水循環に関して講じた  
施策に関する国会報告の作成

## ○ 流域水循環計画策定推進のための「手引き」 「事例集」の作成

8



### 「健全な水循環」ロゴマークについて

平成27年8月1日に開催された「水の日」記念行事の「水を考えるつどい」において、「健全な水循環」に関するロゴマークが発表されました。応募総数1,457作品の中から審査の結果、最優秀賞1編に選ばれた作品です。

### 作者である奥野美穂さんによる作品の解説

「永遠の循環を表す無限(∞)のマークと、雫のフォルム、そして水に対する親しみと身近さを表す笑顔を組み合わせました。」

9